

小 牧 市 景 観 計 画

(案)

目 次

序 章 景観計画の策定について.....	1
1 「景観」とは	1
2 まちの将来像	2
3 景観計画策定の目的	4
4 景観計画の位置づけ.....	5
5 景観法に基づく景観計画に定める事項.....	6
6 景観行政団体の役割及びできることとは.....	7
7 まちづくりの推進.....	8
第1章 小牧市の景観特性	9
1 小牧市の概況	9
2 景観特性.....	10
3 景観資源.....	11
4 景観阻害要因	12
5 歴史・文化的資源	15
6 景観に対する市民の意識.....	16
7 景観形成上の問題・課題	19
第2章 計画の理念・テーマ	21
第3章 景観計画を定める区域	22
第4章 良好な景観の形成に関する方針	23
1 全体の方針	23
2 まとまりのある地域ごとの景観	24
3 骨格や縁取りとしての景観要素軸	28
4 特徴ある景観を有するエリア	36
5 景観区域.....	44
6 景観重点地区の選定	51
第5章 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）.....	53
1 地区の景観形成基準	53
2 届出の対象及び行為の制限	56
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針.....	58
1 景観重要建造物（景観法第8条第2項第3号）.....	58
2 景観重要樹木（景観法第8条第2項第3号）.....	59

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する	
行為の制限に関する事項 …	60
1 規制誘導……………	60
2 屋外広告物の景観形成基準……………	61
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項……………	62
1 景観重要公共施設の指定方針……………	62
第9章 計画の推進……………	63
1 都市景観形成の主体と役割分担……………	63
2 都市景観形成の実現方策……………	64
3 景観形成の進捗管理について……………	76

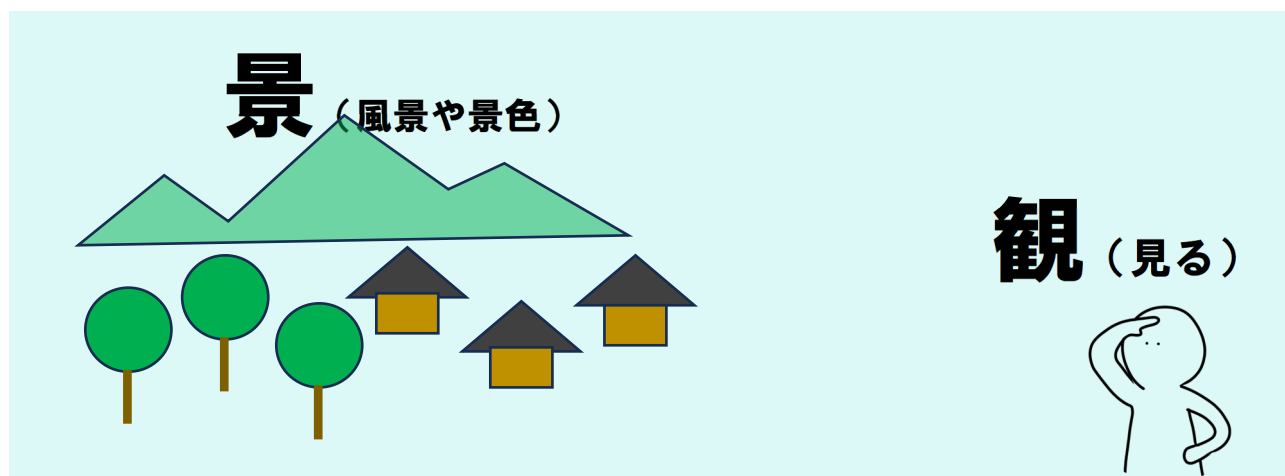


序章 景観計画の策定について

I 「景観」とは

「景観」という言葉は、「景」と「観」の二つの漢字で表現されています。「景」とは、美しい風景や景色を表す漢字であり、「観」とは、見ることを意味しています。つまり、「景観」とは、美しい風景や景色を見るという意味を持つ言葉になります。

したがって、景観とは単にものの眺めだけではありません。景観が成立するためには、「人が見る」という行為が必要になります。つまり、物理的なものの眺め(=景)を人間が見ること(=観)により成立しています。



また、景観や風景を語る際に「景観十年、風景百年、風土千年」という言い方を耳にします。これは、風景や風土の成り立ちを表しており、こちらのフレーズは、以下のような意味を持っています。

景観十年：具現化され、人々に認識されます。つまり、ある地域の自然や人々の営みが10年の積み重ねの中で「景観」として形成されるとされています。

風景百年：風景が形成されるまでには約100年にかかる。つまり、約100年の時間をかけて形成され、その風景が人々に認識されるまでには長い時間がかかるとされています。

風土千年：風土は約1,000年という途方もない記憶の堆積によって成り立っているとされています。つまり、風土は1,000年以上の歴史や文化、伝統が影響を与えているものであり、その土地特有の風土が形成されるものとされています。

人が体で感じとる情報の8割は視覚によるものとされていますが、上記の様に歴史や文化、また、感じ方など景観や風景は五感全てを使って現実にはとらえていると考えられます。本計画において視覚によるところが大きくなるかもしれませんが、五感や感じ方なども配慮した計画としていきます。

2 まちの将来像

小牧市では、まちづくり推進計画第2次基本計画及び都市計画マスタープランで、以下のようなまちの将来像を示しています。

【まちづくり推進計画第2次基本計画（都市ビジョン）】

都市ビジョン1:

こども夢・チャレンジ No.1 都市

戦略1:

すべてのこどもたちが夢を育みチャレンジできる環境を創出



- ・次代の地域を担うこどもたちの様々なチャレンジを地域全体で応援
- ・すべての世代が暮らしやすい、あたたかい支え合いのまちづくり

都市ビジョン2:健康・支え合い循環都市

戦略2:“健康・生きがいがづくり”と“支え合いの地域づくり”の循環により、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる「活力ある高齢社会（小牧モデル）」を構築



- ・より豊かな自分らしい人生を送ることができるように**スポーツを通じた健康増進**
- ・市民が様々な場面で主体的に活躍できる環境づくり
- ・市民活動や地域自治の充実拡大し「暮らしの安心」を支える地域での支え合い助け合い活動を促進
- ・高齢者をはじめ、市民が安心して暮らし続けることのできる都市

都市ビジョン3:魅力・活力創造都市

戦略3:「住みたい」「働きたい」「訪れたい」
魅力あふれる小牧を創造



- ・若い世代が住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めることにより**地域を活性化**
- ・地域経済を支援し、バランスの良い産業集積を今後も持続的に高める
- ・経済・雇用・財政の基盤が確立された、将来にわたって輝き続ける都市

都市ビジョン1では、次代を担うこどもたちがキーポイントです。都市ビジョン2では、市民活動や地域自治の充実拡大により市民が安心して暮らし続けられるようにすることがキーポイントです。都市ビジョン3では、魅力あるまちづくりの推進による地域活性化がキーポイントとして挙げられています。

【都市計画マスタープラン（都市づくりの目標）】

都市計画マスタープランの都市づくりの目標は、5つの視点から目標が定められています。

都市構造の視点

◎中心拠点や地域拠点、名鉄小牧線沿線を中心に居住や都市機能が集積した集約型都市づくり

利便性の高い市街地を中心に居住の維持・誘導を図り、特に名鉄小牧線沿線ではより一層人口等の集積を高めます。さらに、小牧駅周辺から小牧山・市役所周辺にかけてまちなか居住が進み、広域的な都市機能が高度に集積した中心拠点の形成、味岡駅周辺、桃花台センター地区及び藤島地区において日常的な都市機能が集積した地域拠点の形成を図ります。また、各拠点の形成にあわせ公共交通や徒歩などさまざまな交通手段による連携強化などにより、日常生活に必要な生活サービスが身近に確保された暮らしやすい集約型の都市づくりを目指します。

都市活力の視点

◎自然と調和しながら、新しい活力や多様な交流を育む産業基盤づくり

市域の西部及び中央部に広がる既存工業地における土地利用の適正な誘導や中心拠点の活性化、高速道路や県営名古屋空港など、広域交通体系への恵まれたアクセス利便性や既存ストックを活かし、優良農地や森林保全とのバランス及び自然との調和に配慮した新たな産業用地や広域交流拠点の形成、活発な産業活動や多様な交流を支える幹線道路網の充実などにより、自然と調和しながら、新しい活力や多様な交流を育む産業基盤づくりを目指します。

都市生活の視点

◎自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくり

市民の豊かな暮らしを支える都市機能の誘導による拠点の形成にあわせ、広く分布した日常生活を支える都市機能の維持、集落地等での地域コミュニティの維持や再生・活性化に向けた多様な世代の定住促進・充実した公共交通網を軸とした移動手段の確保、ユニバーサルデザインに配慮した都市空間の形成、災害に強い都市づくりや地域防災力の強化、事前復興準備の取組み推進などにより、自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくりを目指します。

都市環境の視点

◎小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市環境・景観づくり

小牧山や熊野神社等の市街地内の貴重な緑、北東部の丘陵地の広域的な緑、歴史的な環境を形づくる緑等の保全と調和や公共交通の利用促進によるCO₂排出量抑制による環境負荷が少なく緑豊かで快適に暮らせる都市環境づくり、市内を流れる河川や貴重な緑地空間をつなぐ水と緑のネットワークの形成、本市のシンボルである小牧山の景観や中心市街地に残る神社仏閣等をはじめとする市民が誇りを持てる歴史的な環境やまち並みの保全などにより、小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市環境・景観づくりを目指します。

都市運営の視点

◎将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展を続ける都市づくり

集約型の都市構造への転換とあわせて、道路や公園等の都市基盤施設の効率的な改善・更新、公共建築物の施設配置や施設量の適正化、長寿命化対策の促進、公的不動産をはじめとした既存ストックの有効活用、市民・民間事業者と協働した都市づくりの促進や新たな担い手づくりなどにより、都市運営にかかるコストや新たな費用負担を抑制し、将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展する都市づくりを目指します。

3 景観計画策定の目的

本市では、平成13年（2001年）4月に「小牧市都市景観条例」を施行するとともに、本市の都市景観形成に関する基本的な目標と方向性を明らかにし、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための指針となる「小牧市都市景観基本計画」を策定し、都市景観行政に取り組んできました。

その後、平成16年（2004年）に新たに「景観法」が制定され、景観の意義やその整備・保全の必要性が明確に位置付けられたとともに、地方公共団体に対し良好な景観形成に関して施策の策定及び実施する責務が付与され、平成27年（2015年）には計画を改定しました。

また、政令市及び中核市を除く市町村は、都道府県と協議することにより「景観行政団体」に移行でき、法に基づく「景観計画」を策定することで、地域の景観形成の方向に沿った規制誘導を図ることが可能になることから、より積極的に景観行政を推進することを目的に、令和5年（2023年）6月に景観行政団体へ移行しました。

上述に加え、本市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」（令和5年度（2023年度）策定）や都市づくりの具体性のある将来ビジョンである「小牧市都市計画マスタープラン」（令和6年度（2024年度）改定）、コンパクトシティの実現に向けた「小牧市立地適正化計画」（令和6年度（2024年度）改定）など関連計画の策定等が行われ、これらの景観行政を取り巻く状況の変化や昨今の新型コロナウイルス感染拡大を契機とした市民ニーズの変化等に対応するため、景観法に基づく「小牧市景観計画」の策定を行うものです。

景観計画を定めることのできる土地の区域は、景観法第8条で下記のとおり定められています。

1. 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
2. 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
3. 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
4. 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
5. 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

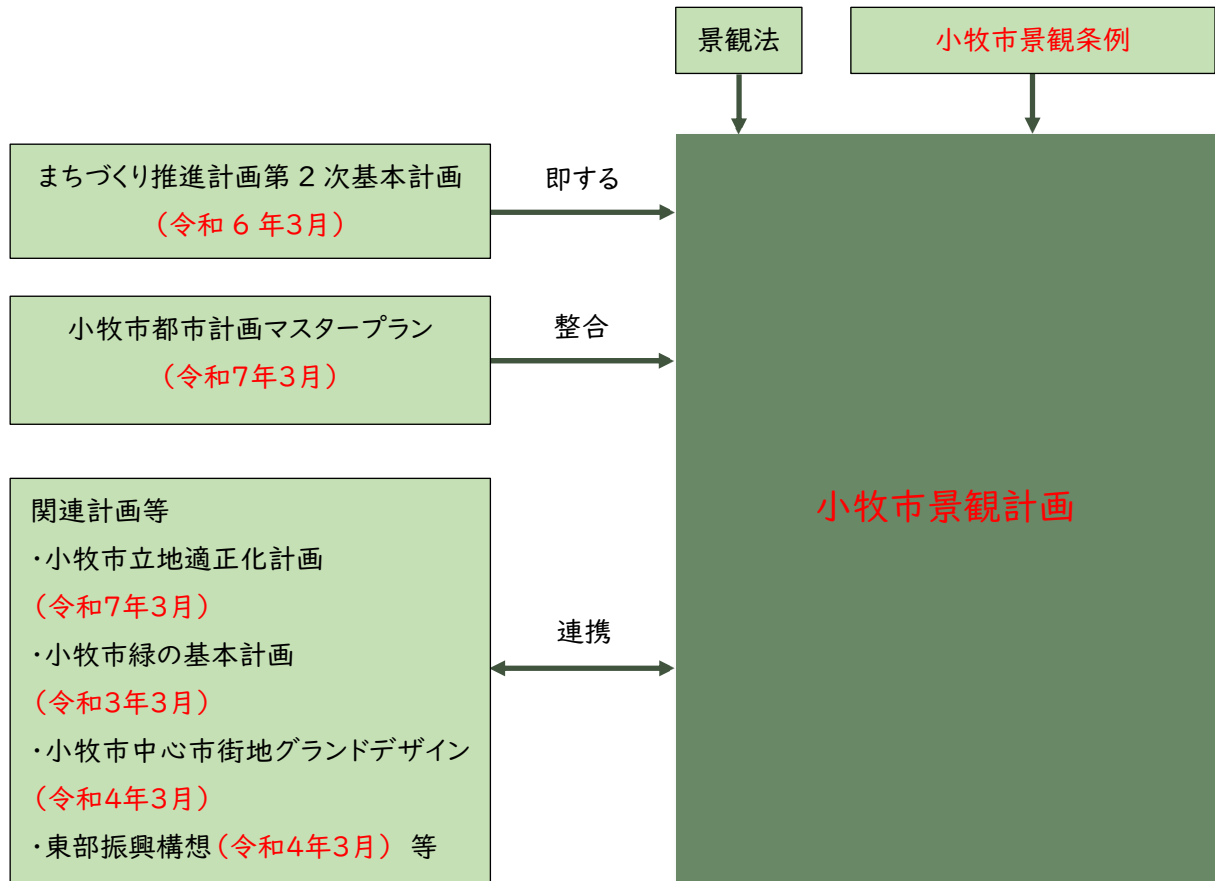
本市は、多様な景観や地域ごとの歴史的文化的資源が豊富にある地域であり、景観計画を定めることのできる土地の区域であると考えます。

上記のことから、景観法に基づく景観計画の策定（現計画の改定）を行い、景観法に基づく景観行政に取り組むことを目的としています。

4 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条第1項に基づく「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）」として策定します。

また、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法などの関連する様々な法律と連携を図りながら景観施策の推進に取り組むとともに、まちづくり推進計画第2次基本計画や小牧市都市計画マスタープランなどのまちづくりにおける計画との整合及び連携を図ります。



5 景観法に基づく景観計画に定める事項

景観計画では必ず定めなければならない必須事項として、区域、行為の制限及び景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針があります。その他、必要とされるものを選択的に選べる事項として、方針、屋外広告物に関する事項や景観重要公共施設に関する事項などがあります。

【必須事項】

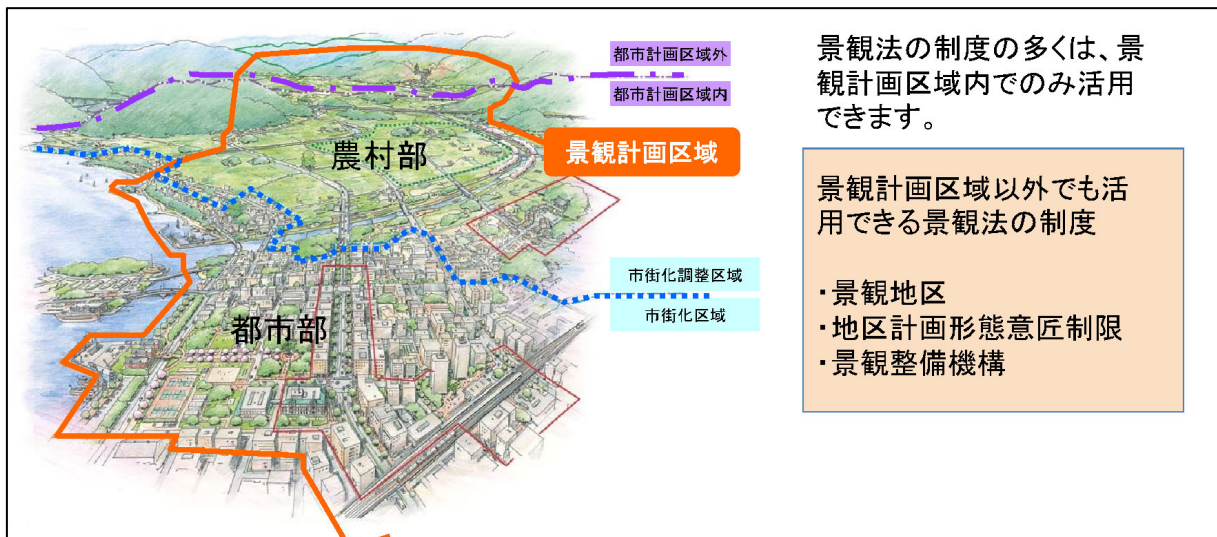
- 景観計画区域（本編第4章）
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（本編第5章）
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（本編第6章）

【定めることが望ましい事項】

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（本編第4章）

【選択事項】

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（本編第7章）
- 景観重要公共施設の整備に関する事項（本編第8章）
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項



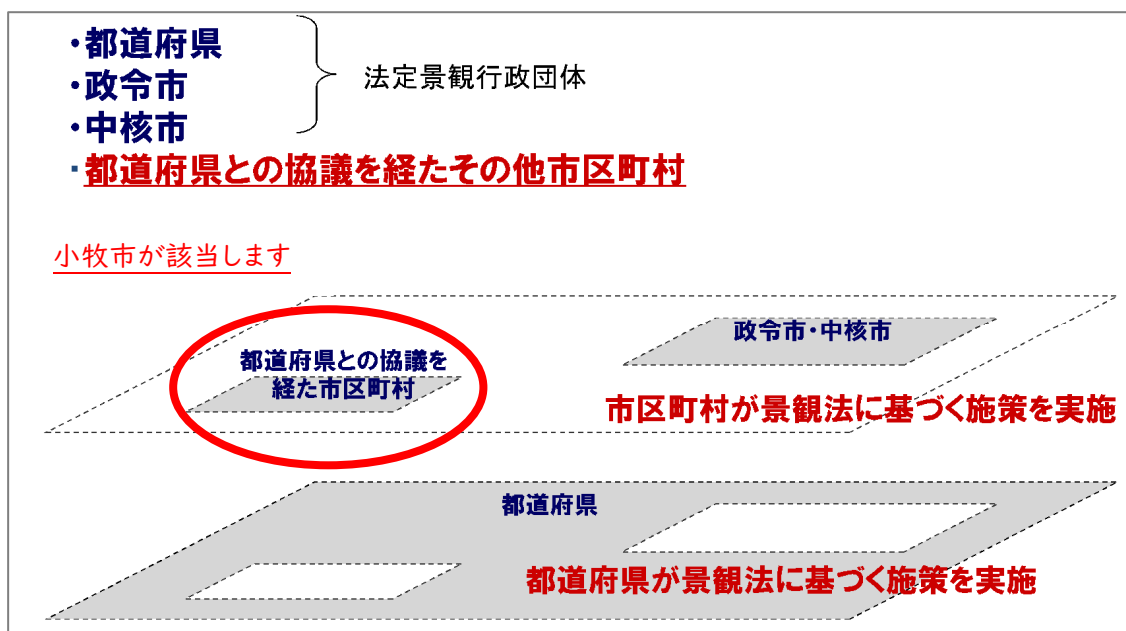
出典：景観法アドバイザーブック（国土交通省）

6 景観行政団体の役割及びできることとは

(1) 景観行政団体とは

景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことです。都道府県や政令市、中核市が景観行政団体に該当します。また、前述以外の市町村に関しては、都道府県知事との協議により景観行政団体になることができます。

景観行政団体になると、愛知県に代わって小牧市で景観計画の策定など景観行政事務を処理することができるようになります。



出典：景観法アドバイザーブック（国土交通省）に加筆

(2) 景観行政団体への移行

景観計画を定めるには、まず景観行政団体になる必要があります。

景観行政団体とは、「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」をいい、都道府県、政令市、中核市を除く市区町村が景観行政団体になるためには、都道府県との協議が必要です。

小牧市は愛知県との協議を経て、令和5年（2023年）6月1日に景観行政団体へ移行しました。

景観法（抜粋）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となつて景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

7 まちづくりの推進

本市は、名鉄小牧駅周辺に都市機能が集積し、新たにこまきこども未来館や小牧市中央図書館などの公共施設も立地するなどして、中心市街地を形成し、また、その西側には本市のシンボルである小牧山がランドマークとして位置し、東部丘陵地には、連なる美しい山並みと田園風景が広がるなど、都市機能と自然が調和したまちなみが形成されています。

これらの本市の特徴を活かした景観を保全し、さらなる良好な景観を構築するため、令和5年（2023年）6月1日に景観行政団体へ移行し、市民や事業者の景観意識の醸成を図り、小牧市民憲章に掲げる「みどりとやすらぎのある美しいまち」の実現を目指します。

本市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」（令和5年度（2023年度）策定）や都市づくりの具体性のある将来ビジョンである「小牧市都市計画マスタープラン」（令和6年度（2024年度）改定）、コンパクトシティの実現に向けた「小牧市立地適正化計画」（令和6年度（2024年度）改定）など関連計画の策定等が**行われ**、これらの景観行政を取り巻く状況の変化や昨今の新型コロナウイルス感染拡大を契機とした市民ニーズの変化等に対応するため、**小牧市景観計画を策定し、この計画に基づく景観施策を推進していきます。**

また、本市では令和3年度（2021年度）に中心市街地の活性化に向けたまちづくりの方向性を示す「小牧市中心市街地グランドデザイン」や東部地域のまちづくりの指標となる「東部振興構想」を策定して**おり**、**これらの計画の中に示される景観施策についても推進を図ります。**

小牧市中心市街地グランドデザイン



■まちの将来像

小牧山や中心市街地の魅力を活かし歩いて楽しめる活気あるまち

■目指す姿

訪れたいまち

住みたいまち

活力があるまち

東部振興構想



■まちの将来像

人がつながり、支え合い、チャレンジし続けるまち
～豊かな自然、快適な住環境と多様な産業が共存するまちづくり～

■ビジョン

多様な人が暮らし続けられるまち

多様な職業が共存し、持続できるまち

訪れたいくなる、住みたいくなる魅力のあるまち



第1章 小牧市の景観特性

1 小牧市の概況

本市は、濃尾平野のほぼ中心部にあり、名古屋市の北方15km圏内に位置し、市域面積は6,281ha（市街化区域2,849ha(市域の45.4%)、市街化調整区域3,432ha(同54.6%)）で、東西約15km、南北約9kmと東西に細長い市域となっています。

本市では市街化区域と市街化調整区域に線引きしており、緑地の分布状況により、それぞれ異なった景観を有しています。市街化区域内は、農地のほか、小牧山・岩崎山などの独立峰が特徴的です。一方、市街化調整区域では、東部丘陵地にまとまった山林が残っており、農地は大山川、八田川などの流域や西部の平野部に広がるなど、面的な広がりを持つ景観を有しています。

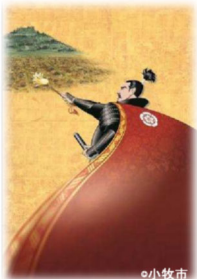
また、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風を契機に、積極的な工場誘致と大型団地の誘致を図ってきました。高度経済成長期に入ると、名古屋空港、名神高速道路・東名高速道路・中央自動車道の3大ハイウェイの結節点という立地条件にも恵まれ「小牧菜どころ米どころ」といわれたかつての田園都市から、陸上交通要衝市の性格を有する内陸工業都市へと大きく変貌し、発展しました。

一方、四季折々の景観が楽しめる本市のシンボルである小牧山は、天下統一を目指す織田信長がここに築城して戦国の風雲の中に登場しました。「本能寺の変」(天正10年(1582年))のあと、次の覇者、豊臣秀吉が徳川家康と小牧山をめぐる攻防戦を展開した「小牧・長久手の合戦」で歴史にその名をとどめており、昭和2年(1927年)には国の史跡指定を受けました。

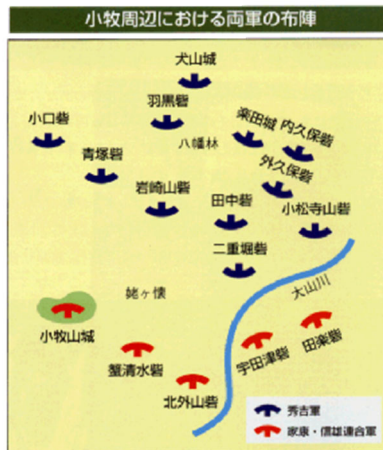
さらに、上街道やきよすみち、うつつみち等の歴史的な街道や田縣神社の豊年祭、江戸時代から続く秋葉祭の勇壮な山車など、歴史と豊かな文化が感じられるまちでもあります。



小牧山：小牧市のランドマークで織田信長が城を築いた



織田信長



岩崎山：豊臣秀吉が小牧山に対して城を構えた



秋葉祭：江戸時代から続く歴史のある祭礼で、四両の山車と木偶(てく・からくり人形)のからくり奉納で名高い



田縣神社の豊年祭：御旅所を出発して男荃形(現在は大男荃形)が田縣神社に奉納



小牧の旧道ガイドマップ

2 景観特性

本市は中央部を南北に走る名鉄小牧線を概ねの境として、西部地域は主に平野部であり、**独立峰である小牧山（標高85.9m）**がランドマークとなっています。一方、東部地域は主に丘陵地となっており、**東部丘陵**がランドマークとなっています。

小牧山は平坦な地形の西部地域において際立った地形的特徴であり、歴史的にみても本市のシンボルといえるランドマークです。また、小牧駅からこの小牧山にかけては、交通の拠点、商業施設、公共施設が立地し、多くの人々が集まるノードにもなっています。

東部丘陵の尾根線は小牧山と並んで本市の景観構造の主要な要素であり、過去より変わらない本地域の自然特性を示すものです。

東部丘陵から**西へと流れる大山川をはじめ、市内を縦横に流れる河川は**、本市において変わらない地形地物であり、それに沿った農地、集落地等とともに水と緑の骨格軸を形成しています。

都市的な骨格軸としては縦横に格子状に整備された幹線道路が挙げられます。そのなかでも名古屋高速**小牧線**、東名・名神高速道路、中央自動車道とそのインターチェンジ、国道41号等主要な幹線道路のように本市の玄関口といえるもののほか、上街道など、歴史的な特色を持つ軸もあります。

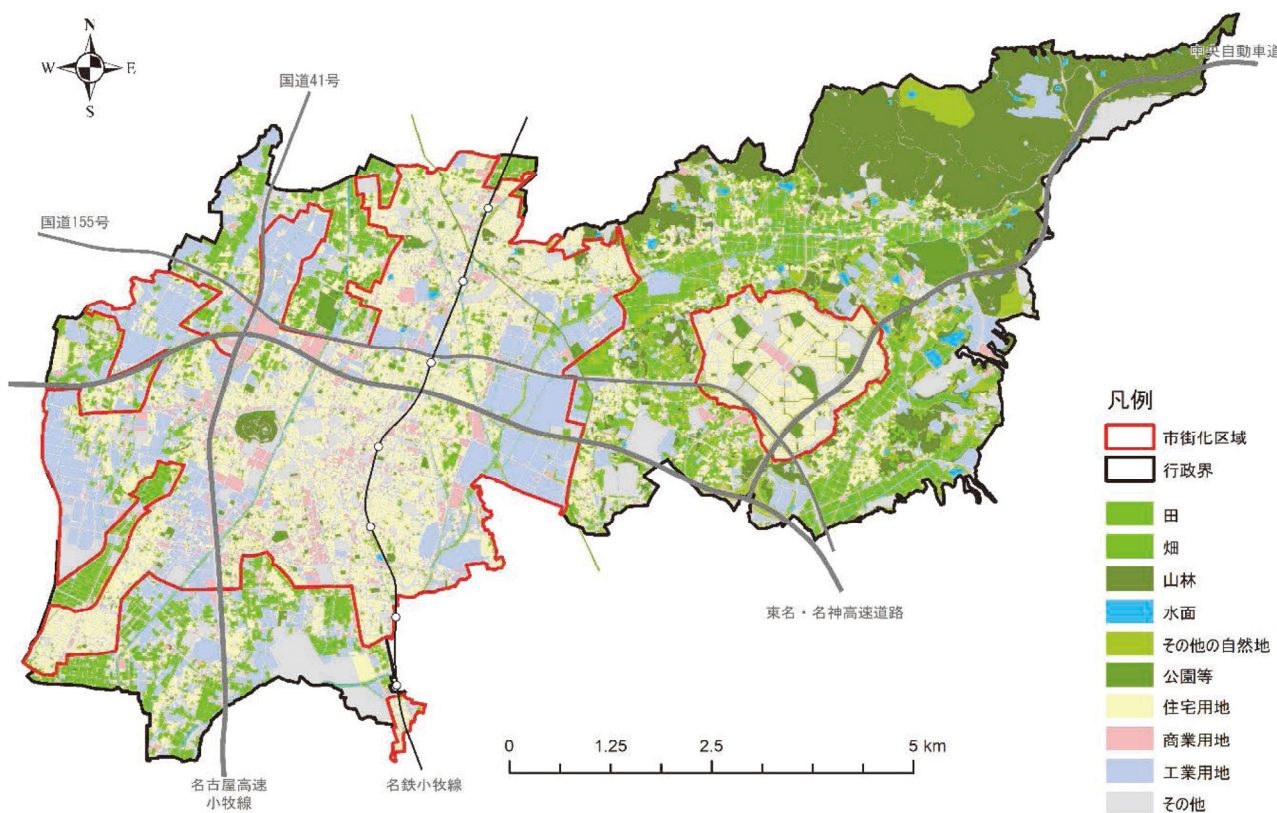


図 景観特性図（出典：小牧市緑の基本計画 緑の分布状況）

3 景観資源

小牧山、東部地域の丘陵地、小牧駅から小牧山にかけての多くの人々が集まる中心市街地エリア、大山川や合瀬川などの河川、その周辺の農地や集落地、縦横に格子状に整備された幹線道路や上街道などの様々な本市の景観資源は、大きく分類すると5つの要素（ランドマーク、ノード、エッジ、パス、ディストリクト）に分類されます。

それらの5つの要素の中でも主要な要素を以下に示します。

■ 象徴点…都市を象徴する景観（ランドマーク）
小牧山、パークアリーナ小牧、市民四季の森、中央図書館 等
【阻害要素】広告物、ごみ 等

■ 結節点・集中点…人が集まる場所の景観（ノード）
駅周辺、都市公園、中央図書館 等
【阻害要素】電柱、広告物、ごみ、放置自転車 等

■ 緑・境界…地域を区分する景観（エッジ）
東部丘陵の尾根線、河川、道路、鉄道 等
【阻害要素】宅地開発、ごみ、自然災害 等

■ 道・線・軸…人が通る場所の景観（パス）
道路、河川、緑道 等
【阻害要素】ごみ、自然災害 等

■ 地域…まとまりのある地域ごとの景観（ディストリクト）
中心市街地、桃花台 等
【阻害要素】広告物、ごみ、放置自転車 等

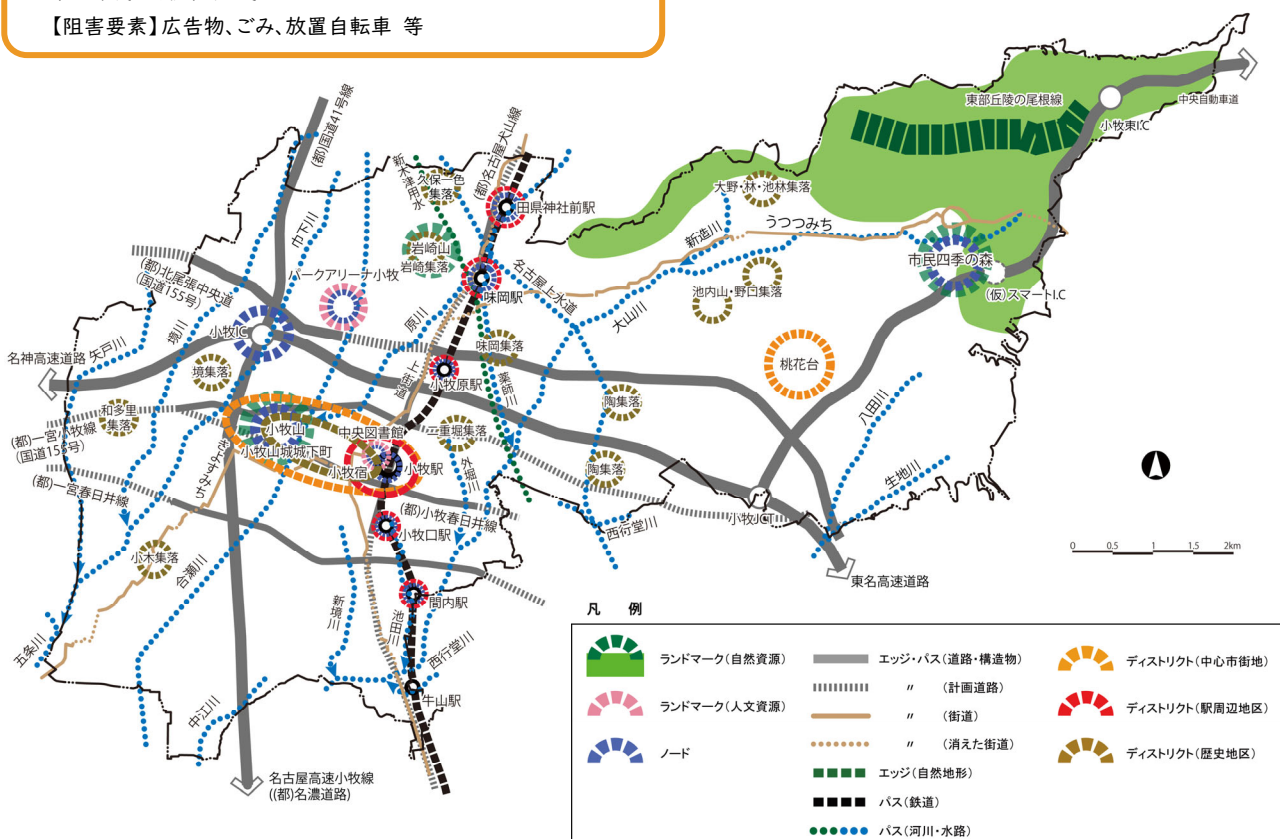


図 景観構造図

4 景観阻害要因

景観を損ねている原因について、市民の意識では、「空き地の雑草が生い茂っている」や「川や池などが汚れている」、「ごみのポイ捨てが多い」が多くありましたが、その他にも「電柱・電線が多い」、「屋外広告物や案内標識の乱立」、「建物などの色やデザインの周辺との不調和」など多岐にわたっています。

《景観に関する市民意識調査》

◆現在の小牧市の景観を損ねている原因は？

小中学生の回答が多かった回答

3. 川や池などが汚れている

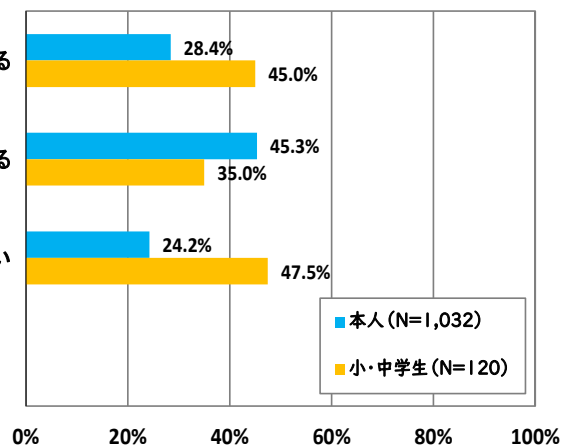
大人も小中学生の回答も多かった回答

4. 空き地の雑草が生い茂っている

小中学生の回答が多かった回答

6. ごみのポイ捨てが多い

(以下抜粋)



本市においては、多様な景観が広がっており、それらの景観に対してどういった阻害要因が景観を悪くするのか、他市町の事例写真を見ながら以下に示します。

(1) 自然豊かな景観を阻害する要因

自然豊かな山並みやそれらと連続した周辺の田園や農村集落などとの調和した良好な景観を阻害する要因として、**田園の中**の大規模な建築物や彩度の高い色彩の建築物、また、土取りなどにより山肌が露出したような景観は景観的な配慮が必要です。



(イメージ写真)

土取りされた山の景観

土取りされた山の地肌が安全上も懸念されます。



(イメージ写真)

田園に建つ高層マンション

高層マンションによりスカイラインを分断し、さらに広々とした田園景観を阻害しています。

(2) 水辺の景観を阻害する要因

河川沿いのオープンで連続した空間は、場所によっては水のせせらぎの音が楽しめたり、水辺に咲く草花を楽しめたり、生き物が生息できる空間であったりしますが、彩度の高い色彩の建築物や景観的に配慮されていない建造物などが露出したりしていると、景観を阻害したり圧迫感を生んでしまいますので、景観的な配慮が必要です。

また、自然が豊かで良い反面、雑草が生い茂っていると利用者が安心して歩けなくなるため、適切な管理も必要となります。



(イメージ写真)

水辺の工場

自然風の川辺に剥き出しの工場は、自然の雰囲気壊してしまいます。



(イメージ写真)

水辺の散歩道

水辺の散歩道も雑草だらけでは歩けませんし、景観的にも良くありません。

(3) 歴史が感じられるまちなみ景観を阻害する要因

落ち着いた歴史的文化的資源やまちなみは、地域の歴史や文化を感じたり、昔のまちの姿に思いを寄せてみたりすることができますが、電線や電柱が景観資源を阻害したり、落ち着いたまちなみの中に派手な建物があることで全体のまとまり感を阻害することがあります。



(イメージ写真)

趣のある家屋

電線や電柱、自動販売機が、趣ある風景を阻害しています。



(イメージ写真)

お城や祭りの風景

せっかくのお城や伝統的な祭りの風景を、電柱や電線が阻害しています。

(4) 住宅地の景観を阻害する要因

落ち着いた雰囲気住宅地のイメージとして、壁の色が派手であったり、奇抜すぎる建物がなく、適度に緑があり、周りの建物と釣り合うように家を建てる人が多く、壁の色や屋根の色、建物の形も統一感があるイメージがあります。

ただし、ルールがなければ個人の趣味嗜好で高彩度や派手な色合いなどの建物が建てられることもあります。特に大型の建物は周辺に与える影響も大きいために、景観への配慮が必要です。



(イメージ写真)

派手な色のマンション

高彩度色は、落ち着いた住宅地には合いません。

(5) 商業地や工業地の景観を阻害する要因

商業地は色合いが派手になりがちですし、工業地は建物自体が景観的な配慮が欠ける場合が見受けられます。高彩度な色彩や、平面的で大きく単調な壁面などは景観的な配慮が必要です。

また、商業地の中でも幹線道路沿いなどの車利用者を対象とした店舗では、車利用者がわかりやすいように派手で大きな屋外広告物がまちなみを乱しています。

屋外広告物の全市的なコントロールや、緑化などのルールの検討が必要です。



(イメージ写真)

混在した沿道の眺め

沿道商業地のこのような眺めは混在した景観ですが、決して良い景観ではありません。



(イメージ写真)

単調な壁面の工場

汚れたスレートよりも景観的に良くありませんが、単調な壁面や緑の少ない外構は景観的に良くありません。

5 歴史・文化的資源

本市には国指定史跡である小牧山をはじめとして、多くの文化財が存在し、建造物だけではなく、樹齢何百年という天然記念物として文化財指定されている樹木も点在しています。

また、文化財だけではなく、各地域には古くから地域に根付いた趣のある社寺も多く見られます。

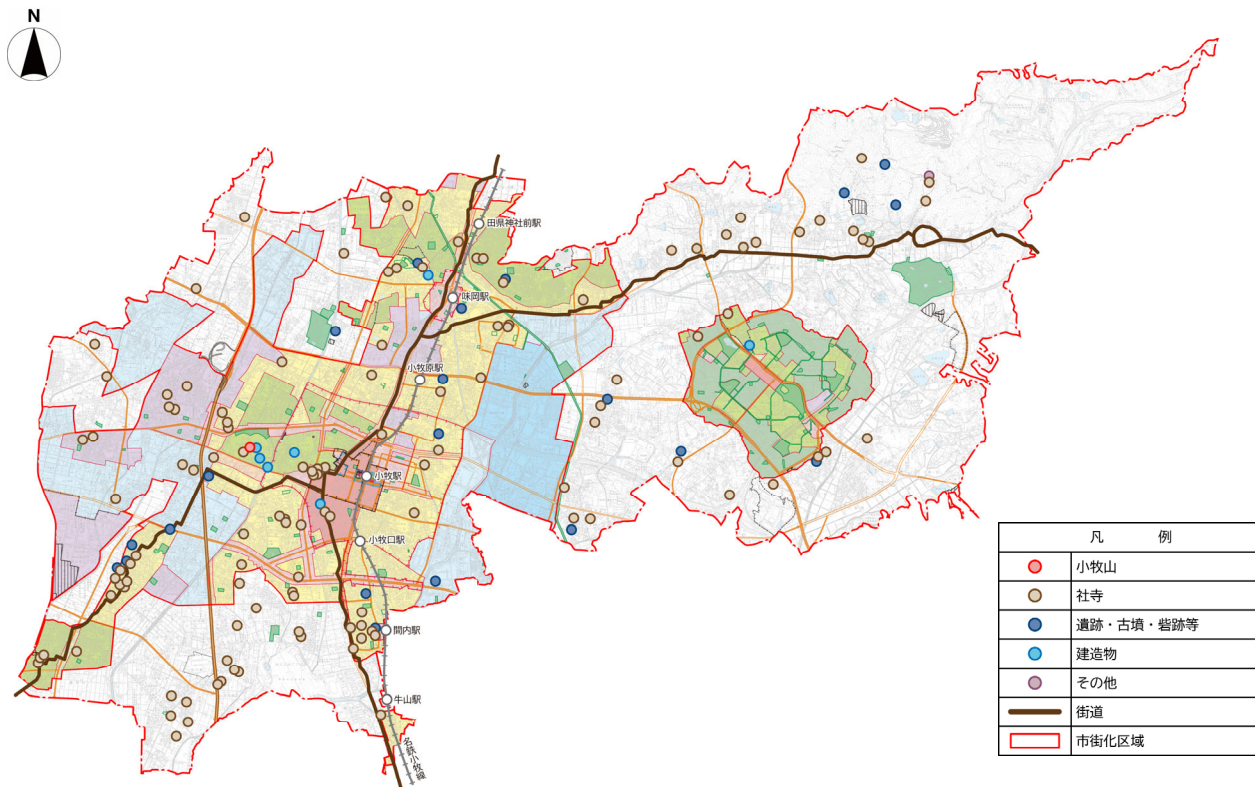


図 建築物等及び街道分布図（出典：小牧の文化財地図 訪ね歩きマップ）

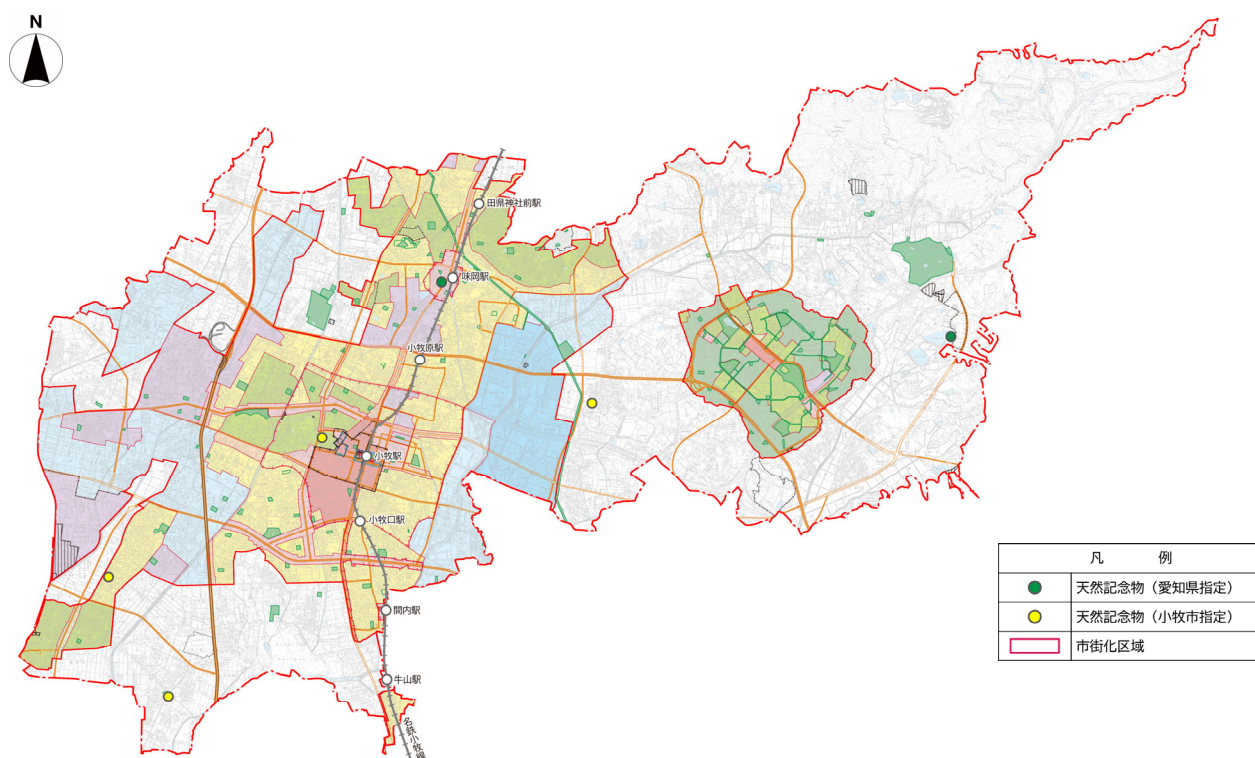


図 天然記念物の樹木分布図（出典：小牧市 HP）

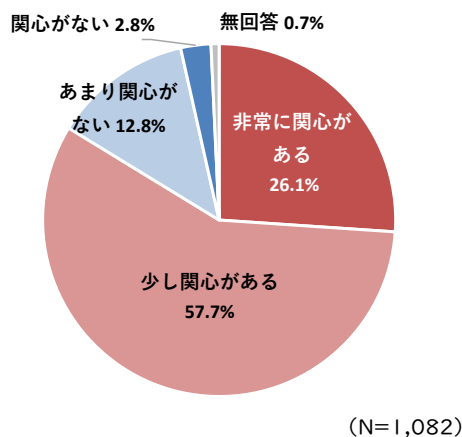
6 景観に対する市民の意識

景観計画策定に伴い、景観に関する市民意識調査を行いました。その結果からみる市民の景観に対する意識は以下のとおりとなっています。

(1) 景観に対する市民の意識

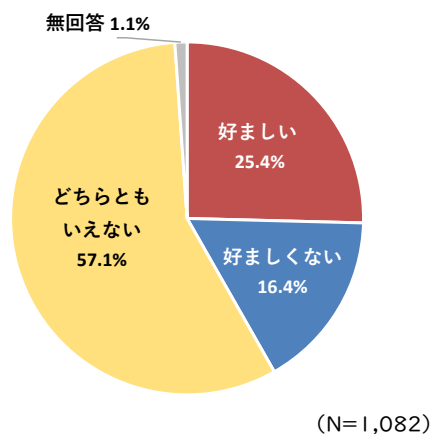
① 景観への関心度

市内のまちなみや景観について、「非常に興味がある」「少し興味がある」人の割合は8割を超えており、大多数の方が関心を持っているといえます。



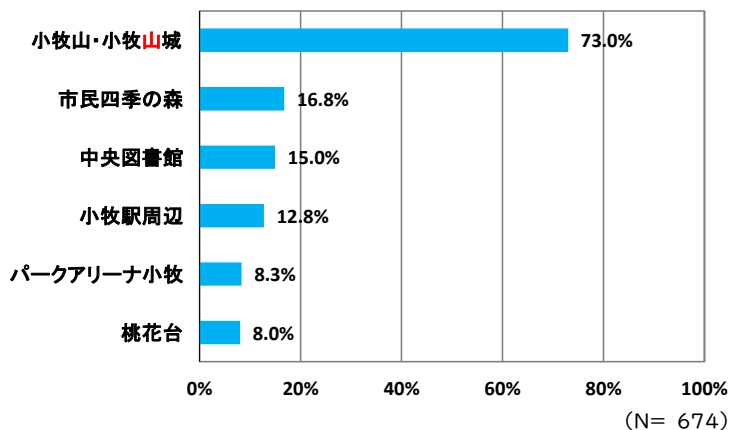
② 現在の小牧市の景観の評価

現在の本市の景観について、「好ましい」と感じている人が約25%と「好ましくない」と感じている人の約16%より上回っています。しかしながら、「どちらともいえない」と感じている人が約57%と半数以上を占めており、問題であると思われます。



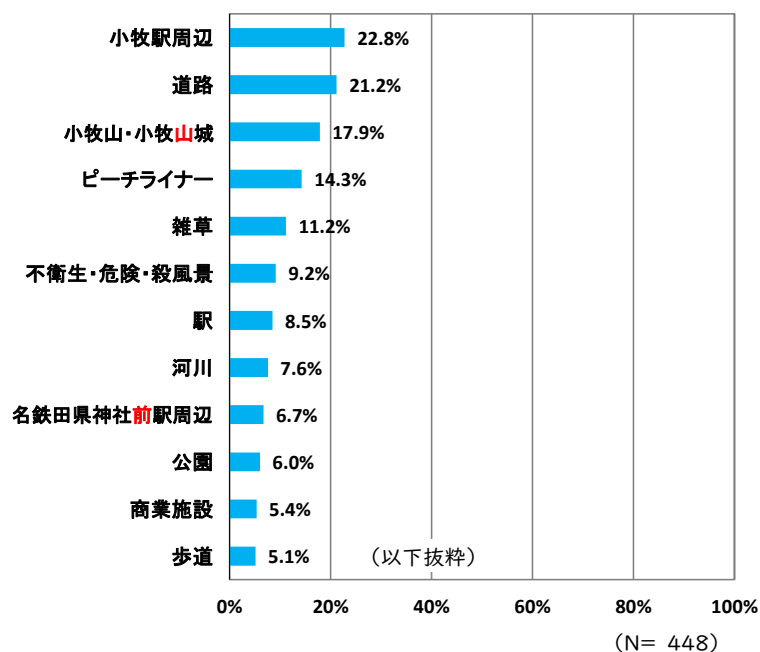
③ 小牧市の好ましい景観

小牧市内の好ましいと感じている景観は、「小牧山・小牧山城」が最も多く約73%を占め、次いで「市民四季の森」が約17%となっており、「小牧山・小牧山城」の景観が市民に特に好まれていることが分かります。



④小牧市の好ましくない景観

小牧市内の好ましくないと感じている景観は、「小牧駅周辺」が最も多く約23%を占め、次いで「道路」が約21%となっています。また、好ましいと感じる景観である「小牧山・小牧山城」も好ましくない景観として約18%と高くなっています。

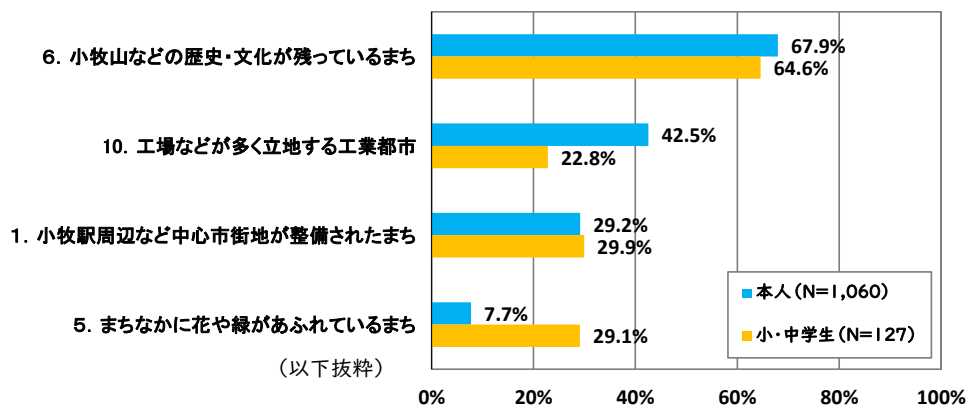


⑤小牧市のイメージについて

小牧市のイメージについては、大人も子どもも「小牧山などの歴史・文化が残っているまち」が最も多く、大人で約68%、子どもが約65%を占めました。

次いで大人は「工場などが多く立地する工業都市」が多く約43%となっています。

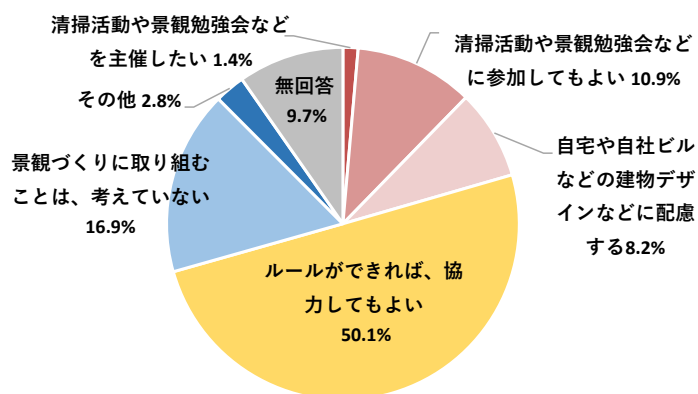
また、回答者と同居する小・中学生については、「小牧山などの歴史・文化が残っているまち」に次いで「小牧駅周辺など中心市街地が整備されたまち」が約30%となっています。



⑥景観づくりへの参加

景観づくりへの参加については、「ルールができれば、協力してもよい」が最も高く約50%を占め、次いで「清掃活動や景観勉強会などに参加してもよい」が約11%となっています。

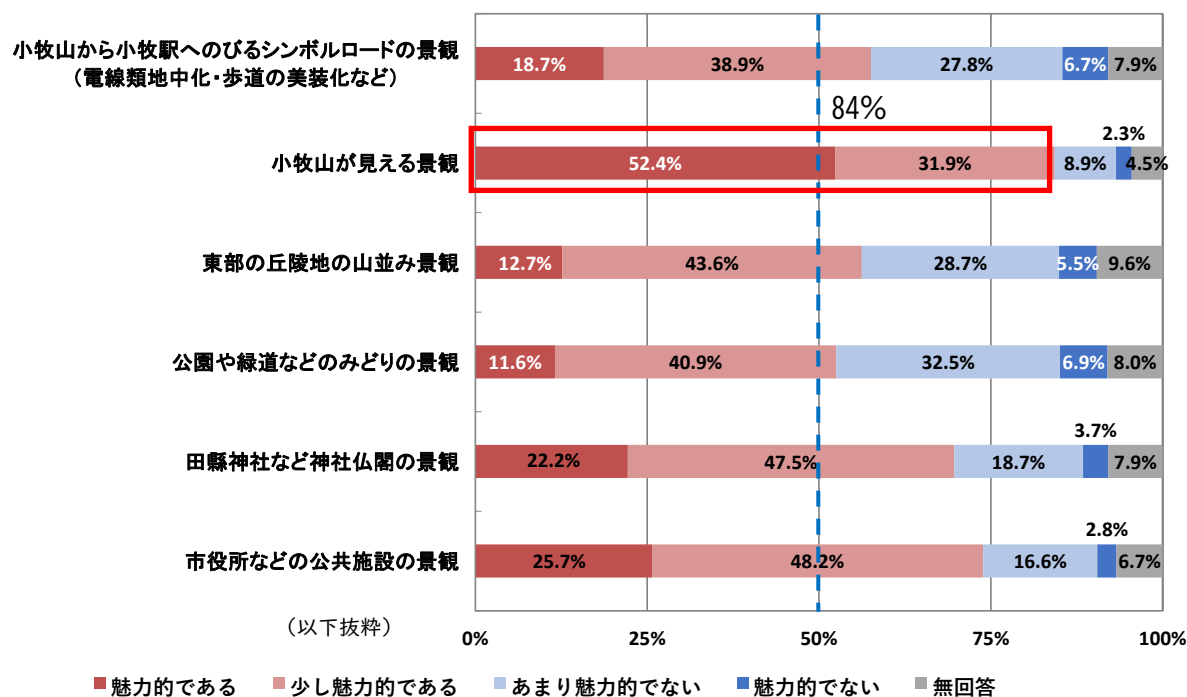
一方、「景観づくりに取り組むことは、考えていない」人も約17%を占めています。



(N=1,082)

⑦小牧市の景観の魅力度

小牧市の魅力的な景観は、「小牧山が見える景観」が最も多く約84%を占め、次いで「市役所などの公共施設の景観」が約74%となっています。



(N=1,082)

7 景観形成上の問題・課題

(1) 課題と方向性

地域の景観の特性や市民の意識、これまでの取組等を踏まえ、今後の景観に関する主要課題は以下のとおりです。

市の景観特性

- ・本市は中央部を南北に走る名鉄小牧線を概ねの境として、西部地域は主に平野部であり、小牧山がランドマークとなっている。一方、東部地域は主に丘陵地となっており、**東部**丘陵がランドマークとなっている。
- ・小牧山は平坦な地形の西部地域において際立った地形的特徴であり、歴史的にみても本市のシンボルといえるランドマークである。また、小牧駅からこの小牧山にかけては、交通の拠点、商業施設、公共施設が立地し、多くの人々が集まるノードにもなっている。
- ・東部丘陵の尾根線は小牧山と並んで本市の景観構造の主要な要素であり、過去より変わらない本地域の自然特性を示すものである。
- ・東部丘陵から西へと流れる大山川をはじめ西部地域を流れる合瀬川など、市内を縦横に流れる河川・水路もまた、本市において変わらない地形地物であり、それに沿った農地、集落地等とともに水と緑の骨格軸を形成している。
- ・都市的な骨格軸としては縦横に格子状に整備された幹線道路が挙げられる。そのなかでも、名古屋高速**小牧線**、東名・名神、中央自動車道とそのインターチェンジ、国道41号等主要な幹線道路のように、本市の玄関口といえるもののほか、旧木曽街道など、歴史的な特色を持つ軸もある。

景観阻害要因

- まとまりのない沿道建物のデザインや色彩
- 眺望景観を阻害し交錯する電線類
- 緑の景観、尾根線のエッジを乱す開発
- 河川や池が汚れている
- 自然景観や歴史的景観になじまない屋外広告物
- 大型で派手な屋外広告物
- ごみのポイ捨て
- 道路や空き地の雑草など

景観に関する市民の意識

- まちなみや景観は「少し関心がある」「非常に関心がある」が8割以上
- 現在の市の景観が**好ましいかどうか**について、「どちらともいえない」人が半数以上(57.1%)
- 市内の好ましい景観は、「小牧山・小牧**山城**」(73.0%)
- 好ましくない景観は、「小牧駅周辺」の景観(22.8%)
- 市の景観を損ねている原因は、「空き地の雑草が生い茂っている」が56.3%
- 小中学生にとって市の景観を損ねている原因は「ごみのポイ捨てが多い」が48.7%と高くなっている。
- 景観づくりへの参加は、「ルールができれば、協力してもよい」が50.1%

これまでの取組み

- ・小牧市都市景観条例及び施行規則施行(平成13年3月28日)
- ・小牧市都市景観形成重点区域の指定(平成15年4月18日)
- ・小牧市都市景観基本計画**改定**(平成27年3月)
- ・都市景観形成重点地域の景観を守る会(都市景観団体)認定(令和2年6月12日)
- ・景観行政団体へ移行(令和5年6月1日)

上位計画による位置づけ

- 都市計画マスタープラン(R2.2)
- ①小牧山の景観に関する基本方針
- ②東部丘陵の景観に関する基本方針
- ③中心市街地の景観に関する基本方針
- ④住宅地・工業地の身近な景観に関する基本方針
- ⑤都市の軸の景観に関する基本方針

現計画の評価・分析

- 景観施策、届出制度等の整理
- 市民意識変化の把握
- ・景観への関心は大きく変わらず8割を維持
- ・市のイメージ
「中心市街地が整備されたまち」
「小牧山などの歴史・文化が残っているまち」
「工場などが多く立地する工業都市」

(2) 景観形成の課題と取組の方向性の整理

市域の景観の特性や市民の意識、これまでの取組等を踏まえ、今後の景観に関する主要課題は以下のとおりです。

今後のまちづくりに向けた課題と取組の方向性の整理

□小牧山周辺の景観に関する課題と取組の方向性

【課題】

- ・市のシンボルである小牧山の景観保全
- ・小牧山周辺の市街地の景観の質を維持

【取組の方向性】

→小牧山の眺望を妨げる建築物等の規制誘導、道路、河川、公園等における緑化の推進

□東部丘陵の景観に関する課題と取組の方向性

【課題】

- ・東部丘陵の稜線（スカイライン）の景観保全

【取組の方向性】

→東部丘陵の眺望を妨げる建築物等の規制誘導、建築物や屋外広告物の大きさや色彩等の規制誘導

□中心市街地の景観に関する課題と取組の方向性

【課題】

- ・人が集まる拠点を活かした賑わいと魅力のあるまちなみの形成
- ・都市景観形成重点区域における趣のある景観の維持

【取組の方向性】

→小牧山の眺望を妨げる建築物等の規制誘導、重点区域における建築物、広告物等の規制

□住宅地・工業地・田園地等の身近な景観に関する課題と取組の方向性

【課題】

- ・住宅地：地域の特性を活かしたまちなみの形成（桃花台、小牧山城下町）
- ・工業地：周辺の住宅地や田園地等と調和が図られるまちなみの形成
- ・田園地：身近に感じられる自然景観として保全

【取組の方向性】

→大規模開発等の規制誘導、道路、河川、公園等における緑化の推進

□都市の軸の景観に関する課題と取組の方向性

【課題】

- ・道路軸：主要道路における沿道景観の保全
- ・鉄道軸：ランドマーク性のある駅の景観形成、車窓景観の改善
- ・河川軸：河川堤防からみた景観の保全、美しい水辺空間の確保
- ・歴史軸：街道をはじめとする歴史、文化財等を活かした景観形成

【取組の方向性】

→道路、河川、公園等における緑化の推進、沿道建築物や広告物等の規制誘導、景観資源の保全及びその周辺の景観形成



第2章 計画の理念・テーマ

本市のまちづくりの指針である「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」の都市ビジョン3は、「魅力・活力創造都市」を目指しており、戦略3として、「住みたい」「働きたい」「訪れたい」魅力あふれる小牧を創造するとしています。その要素の一つを担うのが「景観づくり」です。

景観形成の大きなポイントは、子どもから大人まで好ましい景観として捉えられている小牧山です。この緑と歴史のシンボルである小牧山の景観をはじめとして、市内にある景観を守り育むこと、また、市民、事業者、行政が協働し、このまちに暮らす人々が誇りや愛着が持てるようにすることが大切です。

そこで基本理念を定め、具体的に取り組みやすくするために、テーマを定めることとします。

小牧市都市計画マスタープラン等

市民意識調査

【基本理念】

人と緑と歴史をつなぐ 魅力あふれる小牧の創造

私たちが暮らす小牧市は、市街地には公園や街路樹、住宅の庭木などの緑がつながり、田園地域から東部丘陵地にかけては豊かな緑の景観が眺められます。

特に市街地には、市民の誇りであるシンボルの国史跡小牧山があり、小牧山を眺めることも、小牧山から我がまちを眺めることも可能です。

また、昔の趣はすいぶん減ってしまいましたが、古くからの街道には社寺や道標などから随所にその地域の歴史を偲ぶことができます。

「人と緑と歴史がつながり 魅力があふれ 子どもから大人まで誇りや愛着が持てる 美しいまち」の創造を目指します。

【テーマ】

■小牧のシンボルである小牧山の景観を守り、育む

小牧山（標高 85.9m）は、本市のランドマークであり、子どもから大人まで愛着を持たれており、「市街地から見える小牧山」と「小牧山から眺める市街地」の二つの視点から、小牧山の景観を守り、育みます。

■地域の特性にあった景観を守り、育む

本市の多様な景観や、その地域ごとの特性に合った景観を守り、育みます。

■愛着や誇りが持てるように歴史の景観を守り、育む

子どもから大人まで愛着や誇りを持ち続けられるように、市内の歴史的な景観を大切にし、守り、育みます。

■緑とやすらぎを感じられる景観を守り、育む

東部丘陵の森林や、まとまりのある田園などの緑はやすらぎを感じられることから、これらの景観を守り、育みます。

■「市民」、「事業者」、「行政」が協働して景観を守り、育む

都市景観の形成については、行政が行う道路や公園などの公共空間と、大多数を占める宅地や樹林地、農地などの民有空間の景観整備が大切なため、各主体が協働して景観を守り、育むことが大切です。



第3章 景観計画を定める区域

本市が平成13年(2001年)に施行した「小牧市都市景観条例」は、市の全域を対象として良好な都市景観の形成を目指し、これまで景観行政を**推進**してきました。

本市には、市内のさまざまな場所に、それぞれの特色を持った景観資源が豊富に存在しています。

これまでの条例制定の経緯も踏まえ、今後も本市の全域にわたって良好な景観を守り、育んでいく必要があると考え、「景観計画区域」は**市の全域**とします。

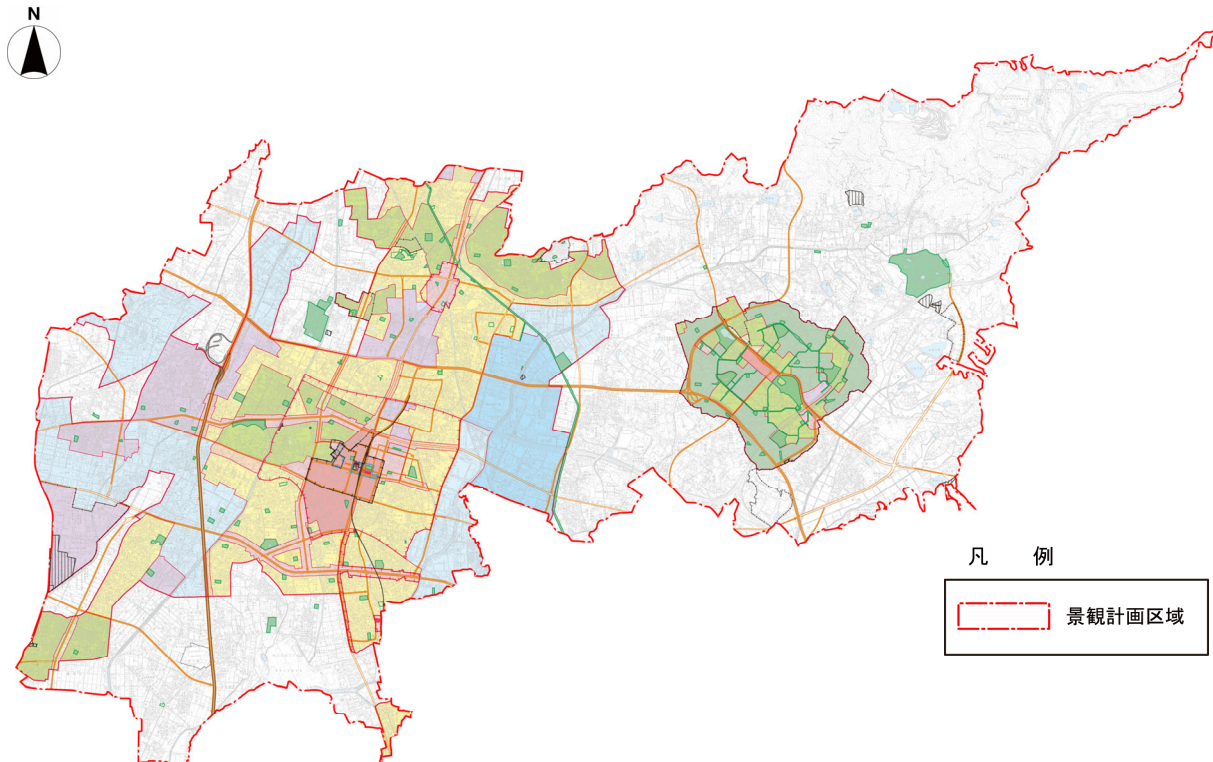


図 景観計画区域